

—未払賃金立替払を請求後、連絡先が変わった方へ—

東日本大震災により連絡がとれないため、請求書の記入洩れなどがあった場合の確認ができず支払いが滞ったり、支払決定通知書（ハガキ）がお手元に届かないケースが生じています。

つきましては、立替払の請求をされた方で、その後請求書に記載された住所とは別の場所に移られた場合や、請求書に記載された電話番号とは別の電話を連絡先とされている場合は、下記の担当部署までご連絡下さるようお願いいたします。

記

<連絡先>

独立行政法人労働者健康福祉機構

賃金援護部審査課

TEL 044-556-9823

FAX 044-556-9920